

# 令和4年度第1回愛媛県障がい者施策推進協議会 及び第1回愛媛県障がい者自立支援協議会 議事録

〔 日時：令和5年3月23日（木） 15：00～16：00  
場所：県視聴覚福祉センター4階多目的ホール 〕

## 1 開会（生きがい推進局長あいさつ）

## 2 会長あいさつ

## 3 議事

### （1）第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況並びに国の動向等 について

#### 【事務局】

資料に基づき説明。

#### 【委員】

資料1のP10に、全市町村において障害児の地域社会への参加・包容のインクルージョン推進体制の構築とあるが、具体的にどのようなことを意味しているのか。

4月24日に四国中央市において春季市長会が開催されるので、具体的な内容などがあれば伝えたい。

#### 【事務局】

該当箇所は、県や市町の障害福祉計画を策定するために国が作成している基本指針の資料である。現在はパブリックコメント中であり、4月末～5月頃に告示される予定のため、詳細が明らかにされていない。今後、最終的な全体像が示された段階で具体的な検討を行っていききたい。

#### 【委員】

障がい児の地域社会の参加について、県はどのように考えているのか。伊予市も、人口減少対策の一環として、誰一人取り残さない自治体を目指すことを掲げており、実際にどうすれば良いのか、我々も一生懸命考えている。現時点での県の考えを伺いたくて質問した。

#### 【事務局】

障がい児の地域社会への参加については、家族の方も含め、ニーズは多様であるため、県としては、来年度の計画策定等に向けたアンケート等を通じて、まずはニーズの把握に努めたいと考えている。

現在、県が実施しているICTサポートや芸術文化活動の場を広げていくことはもとより、福祉や教育、地域生活に直結する防災など、様々な分野が連携していく必要があると考えており、国の動向等を注視しているところ。

#### 【委員】

インクルージョンの推進は障がい児だけに限定したくない。障がいのある方はアート活動などイメージーションが豊かである。今後、愛媛県でどう活かしていくのか、ご指導願いたい。

## 【委員】

昨年8月に、国連の障害者権利条約委員会において、初めて対日審査が実施された。対日審査では、精神障がい者における非自発的入院のあり方と身体拘束等を可能としている日本の法律や規則は即撤廃すべきとの大変強い勧告がなされ、今後の国の取組みに期待したが、「勧告は日本国を拘束するものではない」という国の回答にがっかりしたところ。

先日のNHKの番組で、八王子市の滝山病院の事例が取り上げられていた。内部告発によって発覚したが、氷山の一角だと考えている。また、福祉事務所などの行政職員が、あのような劣悪な病院でもあって良かったと感謝の言葉述べていることが非常に残念である。

そこで、県には精神医療審査会があると思うが、その人員構成を教えてください。

また、昨年12月10日に公布された改正障害者総合支援法の中に、入院している精神障がい者に対して、相談専門員を派遣する事業が始まると記載されているが、精神障がい者の人権擁護について、県ではどのような体制を考えているのか。

## 【事務局】

精神医療審査会は2つの合議体で構成されており、両部会とも人数は5名、構成員は医療関係者3名、精神保健関係者1名、法曹関係者1名である。

また、入院患者の訪問支援の所管は健康増進課であるため、事前に確認したところ、「入院者訪問支援事業については、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するものである。当該事業については、昨年の法改正により令和6年度から法定事業として位置付けられていることから、他県の状況を調査のうえ、対象者に寄り添うことができるよう適切に対処して参りたい。」との回答があった。

## 【委員】

5名の精神医療審査会で医療関係者が3名いるのは、非常に多いと思う。調べたところ、全国では精神医療審査会の委員が1,200人おり、そのうち約640人が医療関係者であった。

審査の実態として、病院への立入検査はしておらず、書類による事後審査のため、病院の実態が明らかにならないと考えている。

委員の構成についても、身内に甘いと言われる方が多数を占めているのが問題だと思っている。精神障がい者の家族も審査会の構成員に入れていただきたい。

医療保護入院については、強制的な入院であれば、医療費が発生しないのが本来であるところ、医療費は本人や家族が支払っている。弁護士連合会では、非常に問題であると言われている。

市町村長同意による医療保護入院についても、虚偽の書類が提出されていないか、審査すべきだと考えている。

## (2) 障がい者自立支援協議会専門部会の活動状況について

### 【事務局】

資料に基づき説明。

### 【委員】

医療的ケア児に対する政策は、ニーズも多岐に渡っており、非常に難しいと思う。国連の権利条約委員会等では、障がい児を特別支援学校で別に指導するのではなく、普通学校へ通学することを保障するよう勧告している。国連が推奨しているインクルージョンの世界と、整合性がとれていないのではと思う。

特別支援学校を一斉になくして、地域で全員を受け容れるということにはならないと思うが、将来的には、障がいの有無に関わらず、一緒の学級で勉強することが理想であり、将来的にそうなってほしいと考える。(意見)

### 【委員】

権利擁護部会について質問したい。令和4年度は障がい者虐待防止・権利擁護セミナーを実施していただき感謝している。

2日目の演習について、障害者福祉施設等向け研修との見出しがあるが、相談支援体制の構築を目的とした部会活動であるので、相談支援専門員のスキルアップ・資質向上に資するべきである。

相談支援専門員に対する権利擁護や虐待等の研修は、この部会以外でどのように行っているのか。

また、令和4年度の研修を障害者福祉施設に限定した理由があればお聞かせ願いたい。

### 【事務局】

今回の研修を障害者福祉施設向け研修に限定した理由は、施設間の横の繋がりが足りないという意見があったため、他施設の取組みを共有することを目的に、事例の検討や意見交換を行ったところ。

相談支援専門員向けの研修については、今後の企画・運営の中で、実施方法を検討していきたい。

### 【委員】

施設間の情報共有については、知的障がい者福祉協会等の団体があるので、各団体で実施していただければ良いと考える。施設との連携については、是非とも相談支援専門員と一緒に研修企画をしていただきたい。

意思決定支援等の問題もある中で、権利擁護は高齢者や子ども、一般の方も含め、虐待に係る共通のワードであるため、施設に限定せず、相談支援専門員を中心に連携の幅を広げていただきたい。

### 【事務局】

意見を参考に検討したい。

### 【委員】

県として、障がい者の差別解消に向けた取組みを進めていただいているが、障害者差別に関する条例を作っている市町はいくつあるか。

### 【事務局】

県内の市町では、四国中央市が「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」を令和3年9月に制定し、障がい者に対する差別の禁

止や合理的配慮の提供等を定めている。

また、松野町が平成12年に制定している「差別撤廃・人権擁護に関する条例」においても、あらゆる差別の撤廃を定めている。制定はこの2市町のみである。

#### 【委員】

条例を各市町で制定するよう、県が動いてもらうことは可能か。全国的にも条例を制定しようという活動はある。

#### 【事務局】

国の法律や県の条例に上乘せや横出しの必要があれば、市町において条例が制定されるものであり、市町の考え方に委ねられるところ。

条例の有無に関わらず、市町では障がい者の差別解消に向けて取り組んでいると考えている。

県としては、各市町に条例を制定するような働きかけはできないが、差別解消に協働して取り組むようアナウンスはしている。

#### 【委員】

松山市は身体・知的障がいは障がい福祉課、精神障がいは保健所が担当しているが、精神障がいは保健所が担当なので知りません、差別のことは知りませんと、行政の縦割りの悪影響が出ている。

昨日も松山市自立支援協議会の権利擁護部会で話をしたが、行政として、どこに行っても対応できる窓口が必要である。障がいの種別でも差別があり、行政機関の対応にも差がありすぎる。

松山市に条例を作ってほしいと議員にもお願いしている。そのような取組みをきちんとした上で、行政の中でどう取り組んでいくか決めてくれないと、水掛け論で責任逃れの対応となってしまう。相談支援専門員や病院、施設の方が迷惑を被っているところ。

#### 【委員】

市長会会長の立場で、市町に対する意見として捉えて申し上げる。

伊予市も人権条例等、様々な条例を作っているが、条例は一度定めると、市長が変わっても、条文は未来まで適用されていく。

伊予市に特化すれば、住民基本条例を作っており、差別のない社会を含め、様々なことを書いている。それらを網羅する条例があれば、必要に応じて障がい者に特化をした条例を作れば良い。ほとんどの自治体は、障がい者に対してしっかりした考え方を持って対応していると思う。

先ほど申し上げた春季市長会でも、このような意見があったと伝えておく。

私が職員に言っているのは、ワンストップサービスとは何か。1階に窓口があるのに、あっちに行ってください、こっちに行ってくださいとはダメだと。例えば、税務課や長寿介護課、福祉課で道路の要望等は聞けないが、お客様がわざわざ3階にある部署に行かなくても、3階から建設の担当が下りてきて対応し、必要があれば3階に御案内するよう指導している。

ワンストップで対応しないというのは、市民にとってもしんどいと思う。

条例というのは議会で決める、ずっと続くものであるが、条例がなくとも、ほとんどの自治体は、障がい者への今後の対応は謳っていると思う。

## 【委員】

権利擁護部会についてお伺いしたい。

所属する西条市の自立支援協議会で、虐待事例を検証していくテーマにおいて、令和4年度の実態は0件という報告があった。本当に虐待が無かったのかと首を傾げていたところ、児童については、障がいの有無にかかわらず、県の児童相談所が通報を受け付けているため、障がい児の虐待についても西条市では通報を受け付けていないとの説明があった。

このため、虐待防止センターについて、各市町の体制や活動状況を教えてほしい。

もう1点。これまで人材育成相談支援部会で活動してきた。

以前は人材育成と相談支援の2つの部会であったが、令和2年度の相談支援従事者研修の新カリキュラムに対応するために、部会を合体したと理解している。

新カリキュラムへの対応も2年経過し、新たな課題が出てきていると思うので、今後は部会を2つに分け、テーマを絞って活動することを検討してほしい。

## 【事務局】

虐待防止センターは各市町にあり、家庭や障がい者福祉施設、職場における虐待の通報届出は、法律に基づきセンターで受け付けている。各市町で受付し、内容に応じて、市町から都道府県に報告されるものもある。県においても、情報提供があれば、センターに情報共有しているところ。職場における虐待については、県の権利擁護センターで受けており、センターからも共有している。

なお、障がい児の虐待について、虐待が発見された施設が障害福祉サービス事業所の施設であれば、市に通報があり、県にも報告がある。虐待の発生場所が家庭であれば、市に通報した場合も、一時保護の関係上、児童相談所に繋ぐ必要があるため、西条市は市の案件ではないと答えたのではないかと考える。

また、人材育成部会は相談支援従事者の人材育成体制の構築に関する検討を、相談支援部会は県内の相談支援体制及び相談支援の質の向上を目的として設置していたが、相談支援従事者研修のカリキュラム変更に伴う研修体系の検討など、両部会の協議内容が関連したため、令和元年度から合同開催し、令和3年度からは両部会を統合したところ。

しかしながら、今回の障害者総合支援法の改正において、基幹相談支援センターの市町への設置の努力義務化や、強度行動障害者への支援を拡充するための中核的人材の育成など、今後検討すべき様々な課題が示されており、今後、部会において集中的に協議していく必要があることから、令和6年4月からの法施行に向けた専門部会のあり方について、既存の部会の統廃合も含め、来年度中に結論を出せるよう検討することとしている。

## 【委員】

児童相談所の話が出たので。私は平成25年に市長に就任したが、平成26年8月に市営団地で悲惨な殺人事件があった。その際、行政も警察もなかなか動いてくれなかったと批判された。

その際にとった行動は、組織の報告・連絡・相談の徹底である。

報告・連絡が遅いと、がん細胞で言ったらステージ5であり、医者なら手遅れといえるが、市長は手遅れとは言えない。協議結果等の情報も、早い段階でトップに報告が上がってくる組織にしなければならないと職員には言っている。

事件や虐待が起こったことは仕方がないが、その過程において報告・連絡・相談を徹底しなければならない。情報のボトムアップやトップダウンを徹底することが、伊予市が取り組んだこと。

なお、様々な部署が連携をしながら取り組むべきで、児童相談所にすべて任されているというのはおかしいことである。

### 【委員】

資料1のP12にある、昨年12月に改正された障害者総合支援法について。

市町村における精神保健に関する相談支援の体制強化という内容がある。精神保健は精神障がい者という枠組みでやってきたが、精神障がいのほか、自殺や引きこもり、虐待など、精神保健に関する課題を抱える者も対象になり、非常に範囲が広がる。保健所として、地区割でやらないといけないのかどうなのかと、右往左往しているところ。県では、どう進めていこうとしているのか。

### 【事務局】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、支援体制の構築に関し、保健所の圏域ごとに説明している状況。今後、市町も含め、様々な連携が必要になってくるので、関係者で集まり、協議の場を持ちたいと考えている。

### 【委員】

協議の場を持ってどうするのか。精神保健福祉士は松山市にも何人かおり、昔は地区割担当がいたが、行革の過程でやめてしまい、地域の実情が何も分からない保健師ばかりになった。松山市には基幹相談支援センターもなく、どうするかという悩んでいるところ。

### 【委員】

資料1のP10にペアレントトレーニング、ペアレントメンターのことが書かれている。令和4年度から、相談会の実施が県から市町に移行されたが、ペアレントメンターえひめでは、あいゆうや県と連携しながら、ペアレントメンターカフェを続けている。

今年度は松山市、砥部町、宇和島市、八幡浜市、愛南町、今治市、西条市で実施し、令和5年度には大洲市、伊予市、新居浜市、四国中央市、内子町、東温市、久万高原町、伊方町でも実施するなど、ペアレントメンターえひめの活動が順調に進んでいることを報告する。

資料2のP11、県の説明にはなかったが、改正児童福祉法では子ども家庭センターを作ることになっている。子ども家庭総合支援拠点や子育て世帯包括支援センターがあり、後者はほとんどの市町にある状況。この辺りをどのように考えていくか、県の考えがあればお聞きしたい。

### 【事務局】

ペアレントメンター事業について、県では平成30年度から令和3年度まで、発達障がい児の保護者等への相談支援を行う方をペアレントメンターとして養成し、相談支援を実施する事業の中で、ペアレントメンターの養成を重点的に行い、体制整備を行ってきた。今後の展開は、西嶋委員からあったように、各市町、身近な地域で支援が受けられるように、養成したペアレントメンターを活用しながら、相談会等を展開する計画としている。現時点では、身近な支援を重点的に開催することで、取り組んでいる。

また、子ども家庭支援センターについては、子育て支援課が所管している。県でも子育て支援の政策を充実強化しているところであり、このような点についても、推進していくことになると思うので御協力をお願いしたい。

**(3) その他（報告事項）**

**【事務局】**

資料に基づき説明。